

株式会社Ｊストリーム 定款

平成 9 年 5 月 20 日	作成
平成 9 年 5 月 20 日	公証人認証
平成 9 年 5 月 29 日	会社設立
平成 9 年 6 月 17 日	社名変更
平成10年11月 2 日	一部変更
平成11年10月20日	一部変更
平成12年 7 月 4 日	一部変更
平成13年 1 月18日	一部変更
平成13年 6 月27日	一部変更
平成13年 7 月16日	一部変更
平成14年 6 月26日	一部変更
平成15年 6 月26日	一部変更
平成16年 6 月25日	一部変更
平成18年 6 月28日	一部変更
平成21年 6 月26日	一部変更
平成22年 6 月25日	一部変更
平成25年 5 月14日	一部変更
平成25年 6 月27日	一部変更
平成26年 6 月26日	一部変更
平成27年 6 月25日	一部変更
平成29年 6 月23日	一部変更
2021年10月 1 日	一部変更
2022年 6 月23日	一部変更
2025年 6 月26日	一部変更

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社Jストリームと称し、英文では、J-Stream Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューターを利用したネットワークシステムにおける、動画・画像・音声データ及び各種情報の提供サービス業
2. ネットワークシステムを利用した会員情報管理、商取引、決済処理に関する受託業
3. 放送番組、音声・映像ソフト等のデジタルコンテンツ、出版物の企画・制作・販売及び賃貸業
4. コンピューター及びネットワークシステムに関するハードウェア・ソフトウェア・付帯サービスの企画、開発、運営、制作、販売、輸出入・賃貸及び代理店業
5. 物品販売業
6. 著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、放映権並びに興行権等の無体財産権の取得、譲渡、使用許諾及び管理業
7. 電気通信事業法に定める電気通信業
8. 各種イベントの企画・制作・運営業
9. 広告・宣伝に関する企画・制作及び代理店業
10. 前各号に関連するコンサルティング、調査、分析、研究、出版、教育、技術指導等のサービス業
11. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業
12. 労働者派遣業
13. 不動産の売買、斡旋、賃貸借、管理業
14. 経理、人事、法務、総務、コンプライアンス、内部統制、IT業務に関するシェアードサービスを子会社及び関連会社に提供する業務
15. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によ

って電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、110,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第8条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

- 2 当株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。また、代表取締役に指名された者は代表取締役に代わり議長となることができる。

- 2 代表取締役が複数のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、株主総会を招集し、議長となる。
- 3 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役が複数のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、取締役会を招集し、議長となる。
- 3 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 当社は、取締役会の決議をもって取締役社長1名を含め、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長並びに専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第27条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当金の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当会社の中間配当は、基準日を毎年9月30日とし、取締役会の決議により、これを行うことができる。

(自己株式の取得)

第36条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。